

事業契約書(案)に関する質問回答【第1回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)	8	第8条	第1項						契約保証金	(4)号以降が落丁していると思われます。修正公表お願いいたします。	落丁はありません。原案のとおりとします。
2	事業契約書(案)	9	第8条	第6項						契約保証金	「第41条に定める、瑕疵担保責任の除外期間満了まで留保することができる」とありますが、どのような場合、留保を想定されていますでしょうか。第41条第5項にて建設企業・厨房設備企業より「保証書」を提出する事から、本項の削除をお願いします。	本規定の運用として、現在の想定は、原則として検査合格後・引渡し後直ちに契約保証金を返還しますが、建設企業の信用状態が著しく低いと市が判断した場合には留保します。
3	事業契約書(案)	13	第15条	第4項						事前調査	事前調査等により、入札書類や現地確認における客観的・合理的に推測されない、土地の瑕疵(市施工の盛土・造成工事を含めた地中障害物など)が発見された場合は、市が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。また当該事象に伴い工期等の変更が生じた場合、第32、33条に従うとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、入札書類及び事業用地の現場確認等から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において市が負担します。 後段については、ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	58		1	(1)					別紙7	建設工事保険の補償額「本施設の再調達金額」は様式7-8①の(A)初期投資費見積書Ⅰ.設計業務、Ⅱ.工事監理業務、Ⅲ.建設業務の合計額という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	58		2	(2)					別紙7	火災保険において、本件施設は貴市に譲渡する為、市の公有財産となる故、貴市でも火災保険を別途、付保するとの認識でおります。事業者でも同様の火災保険を付保することは、二重に同様の火災保険を付保することになり、費用の増加要因となりますので、削除のご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。